

# 錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年12月20日（木）午後3時から

2、開催場所 錦江町役場本庁2階庁議室

3、出席委員（20人）

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 会長   |     | 宿利原勝吉 |
| 会長代理 |     | 近川 正人 |
| 委員   | 2番  | 鈴 一磨  |
| 〃    | 3番  | 東郷 輝昭 |
| 〃    | 4番  | 木原 光郎 |
| 〃    | 5番  | 厚ヶ瀬博文 |
| 〃    | 6番  | 黒瀬 正  |
| 〃    | 7番  | 牧原 昇  |
| 〃    | 8番  | 鍋 康博  |
| 〃    | 9番  | 樋渡 俊信 |
| 〃    | 10番 | 平原 栄  |
| 〃    | 12番 | 貫見 和洋 |
| 〃    | 13番 | 鮫島 廣幸 |
| 〃    | 14番 | 猪鹿倉昭雄 |
| 〃    | 15番 | 落司 順一 |
| 〃    | 16番 | 畠中 正秋 |
| 〃    | 17番 | 寺田 郁哉 |
| 〃    | 18番 | 安水 義文 |
| 〃    | 19番 | 徳永 哲朗 |
| 〃    | 20番 | 基 岸澄  |

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第32号 農地法第3条許可申請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第34号 平成23年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について

議長 ! 只今より平成24年度第9回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

! 本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達してお  
り）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせし  
ます。

!

！ それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を17番寺田委員と18番安水委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 (発言なし)

議長 ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第32号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第32号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。  
農地法第3条許可申請受付番号20号譲渡人はI, MさんS自治会の方です。譲渡理由は規模縮小です。申請地は、

神川字上ノ平7509-1番、地目は台帳現況ともに畑、地積は1,301㎡です。

譲受人は、I, Hさん57歳でY自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地が23,513㎡、小作地が12,687㎡となっており、譲渡理由は規模拡大となっています。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の所有状況については、トラクター、トラック、AP-1を所有されています。農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴37年の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は11番の宿利原委員となっています。

議長 ただ今事務局から説明がありましたが、私の方から調査報告をいたします。

11番宿利原委員 I, Hさんのこの土地は、県道沿いでY, Mさんの家の前の土地で、今現在ハウスが立っております。地積が入った分で畑になったんですが以前は杉山で木を切って、Iさんが畑にしたところで、今度地積で畑になったということで、これは伯父さんの時代からもらっていたということで何ら問題はないかと思います。

議長 ただ今、私の方から調査報告をいたしました。質問あるいは異議等はありませんか。

18番安水委員 農用地ではないんですか。

事務局 農用地ではありません。

議長 他に異議質問等はありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第32号「農地法第3条許可申請について」採決します。議案第32号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に議案第33号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第33号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。

初めに受付番号310号から次のページの330号まで続けて説明をし、審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後一括してお願いいたしますのでご了承ください。

受付番号310号の貸し人は、T、MさんT自治会の方です。申請地は、田代川原字舞原1289番、現況地目は田、地積は2,050㎡です。

貸付期間は、平成24年12月25日から平成27年12月14日まで、小作料は転作料にて支払となっています。

借り人は、T、KさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力2、自作地が23,278㎡、小作地が14,360㎡で肉用牛を主体に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、ハーベータ、デスクモア、ロールベレー、ショベル等となっています。担当調査委員は、1番近川委員です。

次に受付番号311号の貸し人は、S、KさんY自治会の方です。申請地は、馬場字柳ヶ迫3138-2番、現況地目は畑、地積は1,034㎡です。

貸付期間は、平成24年12月20日から平成27年12月14日まで、小作料は10,000円です。

借り人は、M、KさんS自治会の方です。経営規模は世帯員2、労働力2、雇用労働力4人、自作地が13,875㎡、小作地が6,487㎡で甘藷を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機となっています。担当調査委員は、2番鈴委員です。

次に受付番号312の貸し人は、N、MさんN自治会の方です。申請地は、城元字添田1034番、現況地目は田、地積は649㎡です。

貸付期間は、平成25年1月15日から平成30年12月14日まで、小作料は50,000円です。

借り人は、T、SさんR自治会の方です。経営規模は世帯員4、労働力3、雇用労働力1人、自作地のみ13,795㎡で小作地はありません。水稻、インゲン、馬鈴薯、ピーマン等幅広く経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機、動力噴霧器となっています。担当調査委員は、4番木原委員です。

次に受付番号313号と314号は貸し人、借り人共に同一ですので続けて説明いたします。2件の貸し人は、I、SさんK市在住の方です。申請地は、

313号が馬場字木場ノ上960-1番、現況地目は田、地積は741㎡

314号は馬場字木場ノ上960-3番、現況地目は田、地積は740㎡で2筆合計1,481㎡です。

貸付期間は、平成24年12月20日から平成27年12月14日まで、小作料は2筆とも15,000円です。

借り人は、N、KさんM自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力2、雇用労働力50人、自作地が1,310㎡、小作地が13,037㎡で水稻、バレイショ、インゲンを経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、モア、トラック、耕耘機等となっています。担当調査委員は、前号同様4番木原委員です。

次に受付番号315号の貸し人は、T、KさんT自治会の方です。申請地は、馬場字山之口ノ上2192番、現況地目は田、地積は879㎡です。

貸付期間は、平成24年12月20日から平成27年12月14日まで、小作料は40,000円です。

借り人は、T、KさんT自治会の方です。経営規模は世帯員7、労働力4、雇用労働力1人、自作地が5,541㎡、小作地が2,232㎡で水稻、バレイショの経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機となっています。担当調査委員は、10番平原委員です。

次に受付番号316号から318号までは貸し人、借り人共に同一ですので続けて説明いたします。3件の貸し人は、T、KさんT自治会の方です。申請地は、

316号が馬場字地荒神ノ下2367番、現況地目は田、地積は607㎡

317号は馬場字落川2684-1番、現況地目は畑、地籍は662㎡

318号は馬場字地荒神ノ下2368-1番、現況地目は田、地積は566㎡で3筆合計1,835㎡です。

貸付期間は、平成24年12月20日から平成27年12月14日まで、小作料は316号と317号が2筆で40,000円、318号は20,000円です。

借り人は、K、TさんT自治会の方です。経営規模は世帯員2、労働力1、雇用労働力2人、自作地が2,321㎡、小作地が1,835㎡で水稻、バレイショを営されています。農業機械等の所有状況は、耕耘機、管理機となっています。担当調査委員は、前号同様10番平原委員です。

次に受付番号319号の貸し人は、Y, EさんK市在住の方です。申請地は、馬場字西ノ下863番、現況地目は田、地積は2,252㎡です。貸付期間は、平成24年12月20日から平成27年12月14日まで、小作料は、米30kg10俵です。借り人は、N, KさんK自治会の方です。経営規模等は、世帯員5、労働力2、自作地は1,415㎡、小作地が2,252㎡で水稻を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、管理機等となっています。担当調査委員は、同じく10番平原委員です。

次に320号の貸し人は、O, HさんT都在住の方です。申請地は、馬場字山之口ノ上2206番、現況地目は田、地積は543㎡です。貸付期間は、平成24年12月20日から平成27年12月14日まで、小作料は11,300円です。借り人は、S, KさんY自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地はなく小作地のみ543㎡で水稻を主体に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、耕耘機、田植え機、バインダー、管理機となっています。担当調査委員は、同じく10番平原委員です。

次に資料6ページの受付番号321号の貸し人は、O, HさんT都在住の方です。申請地は、馬場字芝山464-1番、現況地目は田、地積は1,726㎡です。貸付期間は、平成24年12月20日から平成27年12月14日まで、小作料は10a当り30,000円です。借り人は、M, TさんR自治会の方です。経営規模は、世帯員6、労働力2、自作地は19,002㎡、小作地が11,384㎡で水稻、バレイショを経営されています。農業機械の所有状況は、トラック、トラクター、田植機、いも堀機、茎葉処理機、動噴となっています。担当調査委員は、15番落司委員です。

次に受付番号322号と323号は貸し人、借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。2件の貸し人は、D, TさんDN自治会の方です。申請地は、322号が城元字崩迫4552-1番、現況地目は畑、地籍は4,445㎡の内3,000㎡、323号は城元字崩迫4552-2番、現況地目は畑、地籍は1,855㎡の内1,000㎡で2筆合計4,000㎡です。貸付期間は、2筆とも平成24年12月20日から平成29年12月14日まで、小作料は10a当り10,000円です。借り人は、D, YさんDN自治会の方です。経営規模は世帯員2、労働力2、雇用労働力5人、自作地が32,001㎡、小作地が30,674㎡で、甘藷、白菜を幅広く経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、ハーベスタ、ブームスプレー、ショベル、トラックとなっています。担当調査委員は、16番畠中委員です。

次に受付番号324号の貸し人は、O, HさんT都在住の方です。申請地は、馬場字芝山488-1番、現況地目は田、地積は850㎡です。貸付期間は、平成24年12月20日から平成27年12月14日まで、小作料は30,000円です。借り人は、K・KT, FさんK自治会所在です。経営規模は、構成員1、労働力18人、自作地はなく小作地のみ37,945㎡でネギ、野菜等を幅広く経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、田植え機、管理機、動噴、トラックとなっています。担当調査委員は、17番寺田委員です。

次に受付番号325号から327号までの貸し人、借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。3件の貸し人は、K、MさんK市在住の方です。申請地は、  
325号が馬場字地荒神ノ下2349-1番、現況地目は田、地積は854㎡  
326号は馬場字地荒神ノ下2350-1番、現況地目は田、地積は2,528㎡  
327号は馬場字地荒神ノ下2351-1番、現況地目は田、地積は2,549㎡で3筆合計5,931㎡です。貸付期間は、平成25年1月1日から平成27年12月14日まで、小作料は10a当り40,000円です。

借り人は、O、SさんO自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地は14,034㎡、小作地が8,768㎡で水稻、バレイショを主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、田植え機、バインダー、馬鈴薯植え機、管理機となっています。担当調査委員は、18番安水委員です。

次に受付番号328号と329号は貸し人、借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。2件の貸し人は、K、KさんY自治会の方です。申請地は、  
328号が馬場字地荒神ノ下2351-2番、現況地目は田、地積は379㎡  
329号は馬場字地荒神ノ下2352-1番、現況地目は田、地積は2,932㎡で2筆合計3,311㎡です。貸付期間は、平成25年1月1日から平成27年12月14日まで、小作料は40,000円と米(30kg)13俵です。

借り人は、前号と同じくO、Sさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく18番安水委員です。

次に受付番号330号の貸し人は、N、SさんDN自治会の方です。申請地は、城元字斜木4597-3番、現況地目は畑、地籍は3,467㎡です。

貸付期間は、平成25年1月1日から平成34年12月14日まで、小作料は10a当り25,000円です。

借り人は、K、TさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力1、雇用労働力4人、自作地が40,700㎡、小作地が21,479㎡でタバコ、大根、甘藷を幅広く経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、2tトラック、AP-1となっています。担当調査委員は、前号同様18番安水委員です。

それでは、冒頭説明しましたとおりここで説明を一区切りし、審議をお願いいたします。審議終了後、全体説明が終了した後、一括して採決いたしますのでご了承願います。

議長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、近川委員から順次調査報告をお願いいたします。

1番 | 説明いたします。T、Kさんは年齢的には上の方ですけれども今、畜産を中心に水田も幅広く耕作されています。農業に関する機械等は全てそろっておりまして、農用地の利用についてもよく管理されておりまして、意欲と能力も十分ございまして、すべての要件は満たされているようでございます。何ら問題はないかと思っております。以上です。

議長 | ありがとうございます。次に鈴委員報告をお願いいたします。

2番 | 311号でございますが、M、Kさん本町の要件はすべて満たしておりますので、継続でもございまして何ら問題はないと思われまして、終わります。

議長 | ありがとうございます。次に木原委員報告をお願いいたします。

4番 | まず、312号につきましては貸し人の方が高齢でもう農業はできないとそれと入院された関係で、この農地が荒れておりまして近くを作っておりますT、Sさんから相談がありまして、借りてもらえないだろうかという相談がございましたので、相談に行って成立したものです。小作料については、1年目がですね30,000円で2年目以降50,000円という風に決めて利用権設定の用紙には書いております。Tさんは認定農家でありまして、農地要件はすべて満たしておりますので、問題はないと思っております。

313号と314号については、N、Kさんは現在SF協議会に勤務しておりまして、土曜日曜はもちろんですが、朝晩農業に従事しております。そして労働力については、同じMに両親がいて、両親と本人の奥さんがですね農業ということでバレイショ、インゲン等をやっております。技術力とか機械力とかそういうのは問題ございませんので継続でもありますよろしく申し上げます。

議長 | ありがとうございます。次に平原委員報告をお願いいたします。

10番 平原委員 315号ですがT, Kさん、73歳と年は取っていますが息子夫婦と一緒にピーマン栽培、水稲馬鈴薯等をやっておられます。次のK, Tさんこの人も高齢ですが、前号と同じく30年以上この利用権設定をしておりまして、元気である内はやりたいとKさんの息子さんも土曜、日曜等は帰ってきて、植え付け収穫等は手伝っておられます。N, Kさんですが、この方はYさんといとこに当たりまして、どうしても作ってくれとNさんに相談がありまして、Nさんも機械は管理機だけとなっておりますが、草払い機等も持っておられます。後、機械はいとこが全部持っているということで、購入はしないということでございました。

320号につきましては、S, Kさんは大工をしておりまして、この土地はお母さんと一緒に入っている田んぼで昔から作っている田んぼでございます。みなさんそれぞれ一生懸命やっておられまして、能力もありいろいろな面で頑張っておられますので、問題はないかと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。次に落司委員報告をお願いいたします。

15番 落司委員 321号のM, Tさんでございますけれどもこの方は、農地のすべてを耕作していらっしゃるまして、農作業にも常時従事されております。継続という形の中で一生懸命頑張っていると思いますので何ら問題はないと思えます。

議長 ありがとうございます。次に畠中委員報告をお願いいたします。

16番 畠中委員 322号、323号報告します。D, Y君は認定農業者であり農地取得要件はすべてクリアしておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。次に寺田委員報告をお願いいたします。

17番 寺田委員 324号について説明いたします。これは継続になるんですかね。T, Fになったから新規になるということですか。

事務局 その通りです。

17番 寺田委員 ここはT, Fの代表であるT, H君がずっと作っていた土地で、今度T, Fさんが借りるということで新規になっているところでございます。利用権を設定するに当たりまして、すべての要件を満たしておりますので何ら問題はないと思えます。

議長 ありがとうございます。次に安水委員報告をお願いいたします。

18番 安水委員 325号から327号のO, Sさん、これは継続ですので今まで借りておりますので、何ら問題はないと思えます。それと328号と329号のO, Sさんなんですけれどもこれは新規になっておりますが、去年1回切れまして継続で借りていらっしゃるんですが、また新たに契約されましたので新規にはなっておりますけれども継続と同様の内容であり、何ら問題はないものと思えます。よろしく申し上げます。それと330号のK, Tさんですけれどもここも煙草等の大規模農家でございますので、継続でもあり何ら問題はありませぬのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただ今8人の委員から調査報告がありましたが、310号から330号までについて、質問異議等はないかお諮りします。ございませんか。

1番 近川委員 325号から327号の小作料金は、反当40,000円となっておりますが、ここは何を作ればこのような金額なっているのですか。

18番 安水委員 馬鈴薯を作っているんですよ。

10番 平原委員 大根占地区では40,000円から50,000円高いところでは70,000円というところもあるようです。

議長 他にありませんか。

2番 鈴委員 322号と323号の地積が内3,000と1,000となっておりますが、残りは何になっているのですか。山ですか。

事務局 地籍調査がまだ完全に終了していないんです。地積が済んで測量が終わってから面積がある程度出ているということで、地積の担当に確認をしてこの面積だということなので法面があったりするんで、それらはずした耕作面積がこれぐらいあるということで、内側だけで利用権を結ばれたということです。

7番 牧原委員 | 320号のS, Kさんですが、地積が5畝という内容で200日という労働日数なんです。

10番 平原委員 | いえ、まだあります。親の名義でその親と一緒にしているものだからK君と一緒に住んでいるのですが、これだけは別にして自作地とは別にあるわけなんです。

議長 | 他にありませんか。

4番 木原委員 | ちょっとひとつ聞いていいですか。結構10a当りいくらという風になっておりますが、面積に端数が出ているのに対して実際年間いくら払えばいいという決め手はないんでしょうか、端数まで計算して払うものなのか、こういう決め方をしてどちらも困るのではないかと、いう以前もこのようなことが話題になったと思っているのですが。利用権設定をする場合は、全体でいくらと決めた方が双方ともわかりやすいのではないかと思うのですが。

18番 安水委員 | 相談に行った際、貸し手である本人さんがそのような金額を提示されたものですからそのように記入したんですが。

4番 木原委員 | だから、記入するとき計算すればどうしても端数がでるんですよ。だから以前全体で決めたらということがあったと思うのですが。いろいろあるでしょうが、例えば平米あたり1,000円と決めて面積にかけて計算をし、端数を調整するという風にすればよいのではないのでしょうか。中に入る農業委員が決めてあげた方がよいのではないのでしょうかということです。

2番 鈴委員 | いろいろですが、木原委員の言った意見のような方法で契約をした方が理解しやすいと思いますが、今までのやり方で双方が納得すればそれまでどうしても変えさせるということまではしなくてもよいのではないですか。

10番 平原委員 | 以前もこのようなことで、反当いくらということも大事だが全体でいくらとわかりやすいように書いた方がよいのではということがありましたよ。申し合わせとして。

議長 | 今後の方針として、農業委員会で協議事項として提案する内容としては、反当いくらということも含めて全体で金額がどの程度になるのかということを確認していただきますようお願いいたします。

議長 | 他に異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

議長 | 引き続きまして、事務局から受付番号第331号から341号まで一括して説明をお願いいたします。

事務局 | 説明いたします。受付番号331号と332号は貸し人、借り人共に同一ですので続けて説明いたします。2件の貸し人は、K, AさんS自治会の方です。申請地は、  
331号が田代麓字松ノ崎4991-6番、現況地目は畑、地積は1,015㎡  
332号は田代麓字松ノ崎4990-1番、現況地目は畑、地積は1,004㎡で2筆合計2,019㎡です。  
貸付期間は、平成24年12月23日から平成34年12月14日まで、小作料は、10a当り20,000円です。  
借り人は、M, HさんF J自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力1、自作地が40,858㎡、小作地が10,421㎡茶専業農家です。農業機械等の所有状況は乗用型茶摘採機、防除機、中刈機、管理機等となっています。担当調査委員は、20番基委員です。

次に受付番号333号と334号の貸し人、借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。2件の貸し人は、H, SさんT自治会の方です。申請地は、  
333号が田代川原字白桃3889-8番、現況地目は畑、地積は1,844㎡  
334号は田代川原字白桃3889-9番、現況地目は畑、地積は1,423㎡で2筆合計3,267㎡です。  
貸付期間は、平成25年1月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で16,000円です。  
借り人は、K, SさんI自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力2、自作地が21,351㎡、小作地が11,123㎡で肉用牛、水稻を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、バインダー、ボブキャット、草払機、モア等となっています。担当調査委員は、14番猪鹿倉委員です。

次に受付番号第335号の貸し人は、S、HさんT自治会の方です。申請地は、田代川原字白桃ノ後3784番、現況地目は畑、地積は2,667㎡です。貸付期間は、平成25年1月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で13,000円です。借り人は、前号と同じくK、Sさんですので経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様14番猪鹿倉委員です。それでは335号まででいったん区切りまして、審議をお願いいたします。

議長 それではただ今説明がありましたが、基委員から順に説明をお願いいたします。

20番基委員 はい331号と332号ですが、10年更新で継続ということで何ら問題はございません。

議長 ありがとうございます。次に猪鹿倉委員お願いいたします。

14番猪鹿倉委員 333号と334号のH、Sさんですが、旦那さんもいらっしゃるからお一人なもんですから農地も持っていらっしゃるのですが荒地状態になっております。それと335号のS、Hさんの方もご主人がこの前亡くなられたS、Hさんでございまして、こちらもHさん同様荒地状態になっていたところでした。借り人のK、S君は水稲と肥育牛に取り組んでおります。息子が今回結婚することになり、後継者として確立してくることになるようです。多頭飼育に意欲的に取り組んでおり、貸し人の方も喜んでおられるところです。

議長 ありがとうございます。ここで受付番号331号から335号まで質問異議等はないかお諮りします。

全委員 なし。

議長 異議なしということで、後ほど一括して採決いたします。ここで安水委員は、一時退席をお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、336号から説明いたします。

受付番号336号の貸し人は、T、HさんH自治会の方です。申請地は、田代麓字中東2369番、現況地目は畑、地籍は1,011㎡です。貸付期間は、平成25年1月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で5,000円です。借り人は、Y、YさんY自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力4、雇用労働力3人、自作地が28,131㎡、小作地が23,533㎡で甘藷を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、権利機、普通ダンプ等となっています。担当調査委員は、2番鈴委員です。

次に受付番号337号から340号までの貸し人、借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。4件の貸し人は、M、KさんK自治会の方です。申請地は、337号は馬場字下ノ船6005-1番、現況地目は畑、地積は3,462㎡、338号は馬場字下ノ船6006-2番、現況地目は畑、地積は791㎡、339号は馬場字下ノ船6006-3番、現況地目は畑、地積は1,661㎡、340号は馬場字下ノ船6007-1番、現況地目は畑、地積は1,002㎡で4筆合計6,916㎡です。貸付期間は、平成25年1月1日から平成34年12月14日まで、小作料は、全部で50,000円です。借り人は、前号と同じくY、Yさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様2番鈴委員です。それでは、いったん説明を終了し336号から340号まで審議をお願いいたします。

議長 それでは、鈴委員説明をお願いします。

2番鈴委員 借り人のY、Yさんは、我々農業委員の仲間でもありますし、認定農家でもありますので何ら問題はないと思われま。337号から後の分は、他の人が借りていたものを一旦返すということで、今回Y君が引き受けたということでございまして何ら問題はないと思います。終わります。

議長 それでは受付番号336号から340号までについて質問異議等はないかお諮りします。

全委員 なし。

議長 異議なしということで、後ほど一括して採決いたします。ここで、Y委員には再度着席いただき、審議の関係上続いてT委員に一時退席をお願いいたします。引き続き第341号について事務局から説明をお願いいたします。



事務局 | それでは341号の説明をいたします。  
| 受付番号341号の貸し人は、H、MさんS自治会の方です。申請地は、  
| 田代麓字長尾3301-1番、現況地目は畑、地籍は3,535㎡です。  
| 貸付期間は、平成24年12月20日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で45,000円です。  
| 借り人は、T、TさんT自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力4、自作地が  
| 64,044㎡、小作地が70,698㎡で茶専業農家です。農業機械の所有状況は、摘採機、防除機、  
| トラック、中刈機となっています。担当調査委員は、8番鍋委員です。

議 長 | それでは、鍋委員に調査報告をお願いします。

8番 | この畑につきましては茶畑となっております、場所的にはOから上がってきましてTの  
鍋委員 | 入口にあります茶団地の一角にあります。借り人のTさんは、私たちと同じ仲間の農業委員  
| のTさん本人です。認定農業者でもありますし、農地の利用状況、従事日数また後継者等も  
| おられまして何ら問題はないと思われます。よろしくをお願いします。

議 長 | ありがとうございます。ただ今調査報告がありました、341号について質問異議等はない  
| いかお諮りします。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしということで、後ほど一括して採決いたします。  
| ここで、T委員には再度着席いただきますのでしばらくお待ちください。  
| (T委員の着席確認後)

議 長 | ここで改めて議案第33号受付番号310号から341号までの内容について一括して質問異議等  
| はないかお諮りします。ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第33号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規  
| 定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について採決しま  
| す。議案第33号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第33号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の  
| 規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請については、原案  
| のとおり許可することに決定しました。  
| ここで10分間ほど休憩をいたします。  
| (休憩終了)

議 長 | 休憩を閉じて議事を再開します。  
| 議案第34号平成23年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議についてを議題と  
| します。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第34号平成23年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更について説明いたしま  
| す。  
| 今回、町長より平成23年度に実施した地籍調査の内、地目を変更した件数O地区の直営分  
| 136件と外注分71件、TF地区261件について協議の上、12月28日までに回答するよう依頼が  
| 来ております。内容は、資料をご覧いただきたいと思いますが、O地区の直営地区分は農地  
| からの地目変更分が135件、農地への地目変更分が1件、外注地区分は農地からの地目変更分  
| が70件、農地への地目変更分が1件となっております。  
| T地区については、F地区分の農地からの地目変更分が207件、農地への地目変更分が54件  
| となっております。添付しています写真がわかりづらい部分もありますが、それぞれ  
| の内容について、しばらく検討確認をいただき、後ほど協議をお願いしたいと思います。

議 長 | それでは、しばらくの間、資料を確認の上検討をお願いいたします。  
| (しばらく時間を置き)

議 長 | それでは、内容を確認いただいたと思いますので、協議をお願いいたします。意見、質問  
| 等ある方はどなたからでも結構ですので、出していただきたいと思ひます。

全委員 | (特段の意見出ず。)

議 長 | それでは、他に特に意見が無ければ採決に入ります。お諮りします。議案第34号平成23年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更については、原案のとおり変更分を承認することに異議ございませんか。

全委員 | 異議なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第34号平成23年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 | 以上で平成24年度第9回錦江町農業委員会総会の附議事項を終了いたします。

会長

17番

18番

議事録調整者 折久木まり子